

新規・拡充事業一覧

※主な新規・拡充項目については、主なものであるため、事業費総額と合計が合わないことがあります。

部名称	課名称	事業名称	事業費総額		主な新規・拡充項目	主な新規・拡充項目				頁
			令和3年度 要求額 (千円)	令和3年度 最終査定額 (千円)		令和3年度 要求額 (千円)	令和3年度 最終査定額 (千円)	査定内容	査定の詳細	
	企画総務課	区政策会議運営事業(西区)	3,858	3,858	区政策会議運営経費等	3,858	3,858	要求通り	-	1
	自治推進課	地域安全推進事業(西区)	25,222	19,543	防犯カメラ設置補助金の拡充	9,662	4,900	内容を精査	実施手法の精査	3
	自治推進課	地域会館整備事業(西区)	97,500	91,500	補助金限度額の増額	16,000	10,000	内容を精査	実施手法の精査	5

令和3年度当初予算 予算要求シート

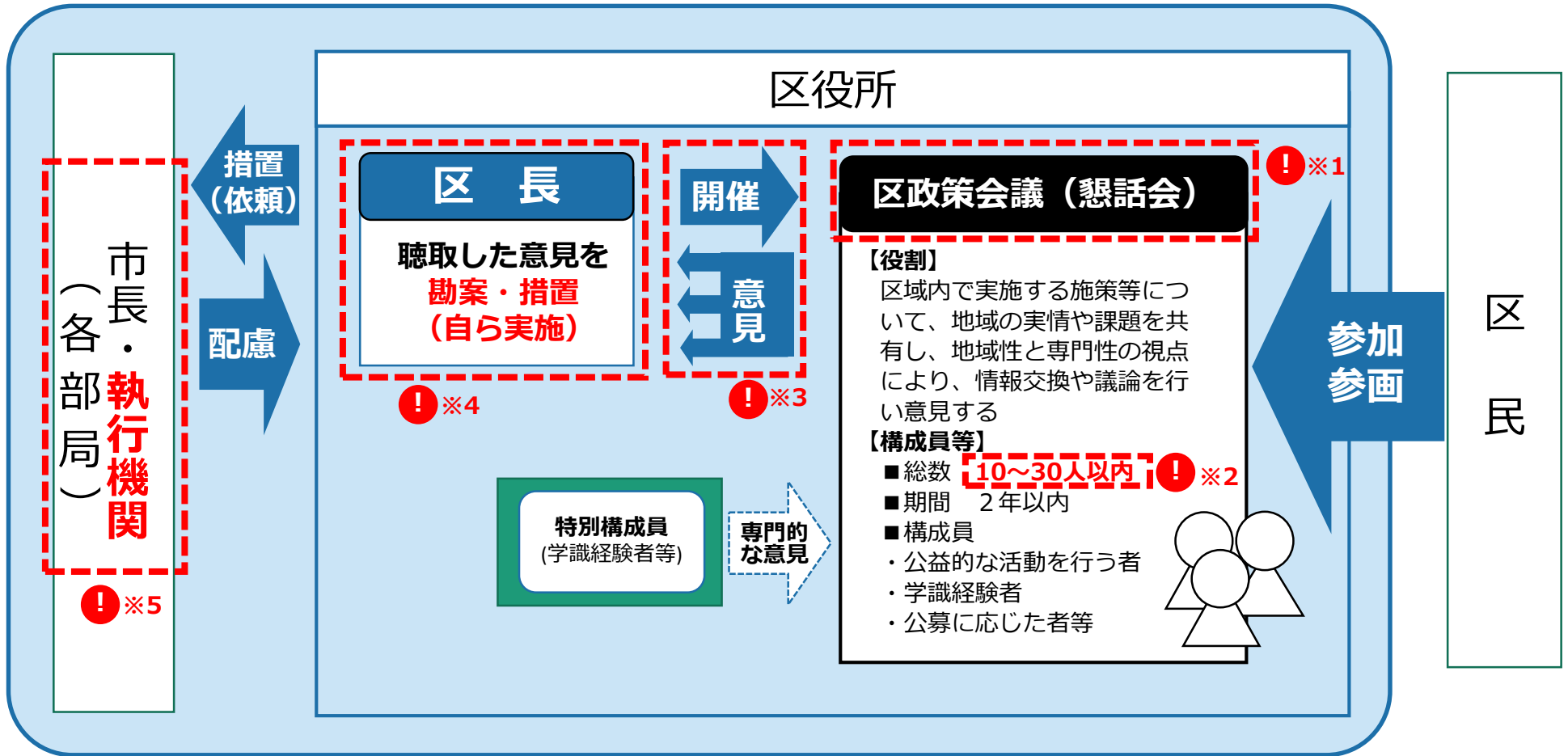
基本計画

施策番号

局・課名： 西区役所企画総務課

事業名	区政策会議運営事業(西区)	事業費(千円)	令和元年度決算額	令和2年度予算額	令和3年度要求額	
			0	0	3,858	
<p>【目的】</p> <p>区民の行政への参加・参画を促し、地域の実情や特性に応じた政策形成を進め、特色ある区行政の実現を図るため、区域内で実施する主要な施策等について、区民等から意見を聴取する区政策会議を開催する。</p> <p>【内容】</p> <p>区における施策、事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項や、区域内で実施する主要な施策、事業等の方向性、方針及び評価等に関する事項などについて、区民等から意見を聴取する。</p> <p>事業概要</p> <p>区における施策、事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項や、区域内で実施する主要な施策、事業等の方向性、方針及び評価等に関する事項などについて、区民等から意見を聴取する。</p> <p>【今年度要求のポイント】</p> <p>区政策会議の円滑な運営に要する経費を要求。</p>	<p>債務負担行為</p> <p style="text-align: center;">期間</p> <p style="text-align: center;">R ~ R</p>	要求額(千円)				
		(単位:千円)				
	主な要求内容		項目	2年度予算	3年度要求額	内容・積算等
	報償費	0	1,816	謝礼金		
	旅費	0	187	委員旅費、事務局職員旅費		
	需用費	0	995	会議運営に係る消耗品		
	役務費	0	478	筆耕翻訳料、会議開催通知の切手		
	委託料	0	300	会議活動支援		
	使用料及び賃借料	0	82	会場借上料、有料道路通行料		
	合計		0	3,858		
スケジュール(経過及び今後展開)						
<p>【経過(～2年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民評議会に代わる「新しい制度」を検討 ・堺市区政策会議に関する条例を上程 		<p>【3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区政策会議の運営(R3.6.1～) ・区民評議会の廃止(R3.6.1) 		<p>【今後予定(4年度～)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区政策会議の運営 		
その他 特記事項						
<p>関連事業:</p>						

区政策会議の概要



提案

議 会

審議・議決

区ごとの実情及び特性に応じた政策形成を進め、
特色ある区行政を実現

新規・見直し項目

- ※1：懇話会形式とし、弾力的な運用が可能
- ※2：構成員数の上限を引き上げる
- ※3：構成員から幅広い意見を聴取できる
- ※4：区長が主体となり運営・措置を行う
- ※5：執行機関にも配慮する努力義務を規定

令和3年度当初予算 予算要求シート

基本計画 / 施策番号
5-(5)

局・課名 : 西区役所自治推進課

事業名	地域安全推進事業(西区)	事業費(千円)	令和元年度決算額	令和2年度予算額	令和3年度要求額
			18,627	21,339	25,222
事業概要	【目的】	債務負担行為	期間		要求額(千円)
	地域が行う防犯灯・防犯カメラ設置をはじめとする自主防犯活動に対する支援を通じて、安全な都市環境の充実や、防犯意識の高揚を図り、市民、事業者、警察と市が協働して、犯罪のない安心して暮らせる良好な地域社会の実現をめざす。		R ~ R		
	【内容】	(単位:千円)			
	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯環境の整備 ・校区自治連合会等に対し、防犯灯や防犯カメラ設置費用の一部を補助する。 ・犯罪発生状況や区域の実情、既設の防犯カメラの設置状況等を考慮しながら、警察署と連携・協議のうえ、公設防犯カメラを戦略的に整備する。 ○自主防犯活動への支援 ・市内で活動する防犯協議会への事業補助を行う。 ・自主防犯パトロール団体の活動を支援するため、防犯資機材等の支給や青色防犯パトロール活動費用の一部補助等を行う。 ○広報啓発活動 ・広報紙やホームページ等での各種防犯情報の発信、警察や関係団体との連携による防犯キャンペーン等を実施する。 	項目	2年度予算	3年度要求額	内容・積算等
		戦略的公設防犯カメラリース料	378	3,797	既設カメラ及び新設カメラのリース料
		小中学校設置防犯カメラリース料	1,948	1,948	小中学校設置カメラのリース料
		防犯カメラ設置補助金	7,350	9,662	地域設置カメラの新設及び取替に対する補助金
		防犯灯設置事業補助金	5,677	7,007	地域設置防犯灯の新設及び取替に対する補助金
		防犯事業補助金	1,490	1,480	西堺防犯協会に対する補助金
		青色防犯パトロール活動補助金	680	680	西区安全パトロール隊に対する補助金
その他		3,816	648		
	合計	21,339	25,222		
【今年度要求のポイント】	スケジュール(経過及び今後展開)				
<ul style="list-style-type: none"> ○地域が設置する防犯カメラについて、更新時期に達しているものに対し、制度の見直しを行う。主な見直し内容としては、設置時(初期導入時)の上限額を35万円から30万円に下げ、地域の負担感が大きい機器取替に要する経費の補助(90%、上限30万円)を拡充し、機器の更新を促す。 ○公設防犯カメラの戦略的な整備について、3か年事業の2年目となる。令和2年度に引き続き、警察と本市が連携・協議しながら、年次的に公設防犯カメラの整備を推進する。 	【経過(～2年度)】 平成21年、堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例施行。 令和2年度、警察署と連携・協議のうえ、防犯カメラの戦略的な整備を推進。	【3年度】 引き続き、警察署と連携・協議のうえ、防犯カメラの戦略的な整備を推進する。また、防犯カメラ設置補助金について、初期導入時の上限額を見直し、機器取替等に要する経費の補助を拡充。	【今後予定(4年度～)】 引き続き、地域や警察と連携しながら、防犯カメラ等の整備を推進する。		
	その他 特記事項 関連事業: 地域安全推進事業(本庁)、自治会活動推進事業(本庁・各区) 犯罪被害者等支援事業				

防犯カメラ設置補助金における補助率等の改正について

◆現状

- 市内の防犯カメラは、令和元年度末現在、地域による設置が 1,418 台、市による設置が 887 台であり、計 2,305 台が設置されている。令和 2 年度から市が進める公設防犯カメラの戦略的な整備は、地域による防犯カメラの設置に加え、既設カメラの設置台数や設置箇所等を踏まえ、必要となる箇所に設置していくものである。
- 公設防犯カメラの戦略的な整備を進めるためには、地域による既設の防犯カメラが維持されていることが前提となる中、現在、地域が設置した防犯カメラは経年劣化により更新時期に達しており、今後更新が必要となるカメラの増加が見込まれている。また、警察からの画像確認依頼の対応といった、設置した防犯カメラの維持管理に係る負担も大きくなっている。



地域が設置する防犯カメラにおいて、更新費用や運用に関する負担が大きくなっていることから、維持管理に係る負担軽減に取り組み、地域による防犯カメラ設置を促進する。

◆改正内容について

(A) 1 校区あたり 10 台までの補助上限額の引き下げ

- ・他市における補助状況や実勢価格を踏まえ、補助上限額を調整する。

(B) 取替に係る補助の導入

- ・補助の対象を故障による取替としていたものを、設置後 9 年を経過したものを取替の対象とする。

(C) 機器メーカー保証期間延長料金に対する補助の導入

- ・新規及び取替設置に際して、機器メーカー保証期間の延長に係る費用を下記の通り補助対象とする。

	変更前（現行）	変更後（改正案）
① (A)	1 校区あたり 10 台まで 設置経費の 90%、上限 35 万円	1 校区あたり 10 台まで 設置経費の 90%、上限 30 万円
②	11 台以降 設置経費の 50%、上限 20 万円	11 台以降 設置経費の 50%、上限 20 万円
③ (B)	耐用年数の経過及び故障による取替 設置経費の 50%、上限 20 万円	設置後 9 年を経過 設置経費の 90%、上限 30 万円
④ (C)	—	機器メーカー保証期間延長料金 ①③の場合 延長料金の 90% 上限 2.7 万円 ②の場合 延長料金の 50% 上限 1.5 万円

◆防犯カメラ設置補助制度の変遷

平成 21 年度	平成 26 年度	平成 28 年度
<ul style="list-style-type: none"> ●設置補助制定 ・補助率：90% ・上限額：450,000 円/1 台 ・校区自治連合会対象 (設置累計 10 台までを対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ●補助上限額変更 ・上限額：1 台につき 350,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ●設置累計 11 台目以降及び、故障取替を対象に ・補助率：50% ・上限額：1 台につき 200,000 円

◆予算要求額

◎ 要求総額：46,810 千円

堺区：4,251 千円 中区：5,559 千円 東区：4,251 千円 西区：9,662 千円
南区：4,681 千円 北区：5,120 千円 美原区：13,286 千円

令和3年度当初予算 予算要求シート

基本計画

施策番号

局・課名： 西区役所自治推進課

事業名	地域会館整備事業(西区)	事業費(千円)	令和元年度決算額	令和2年度予算額	令和3年度要求額	
			0	91,500	97,500	
<p>【目的】</p> <p>地域住民の自主的な地域活動を促進するため、小学校区ごとに地域のコミュニティ活動の拠点施設となる地域会館を整備することにより、地域住民の文化の向上と福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>○校区自治連合会が地域会館の新築・建替えを行う場合、建設工事費に対して補助を実施。 ○校区自治連合会が地域会館の大規模改修を行う場合、改修工事費に対して補助を実施。 ○用地購入制度において、地域会館単独整備では、200㎡までの用地を市が購入し、校区自治連合会に無償貸与する。</p> <p>【今年度要求のポイント】</p> <p>長年、建設コストの上昇に対応していない状況であることから、地域の負担軽減を図り、施設の改修を促進するため、大規模改修補助の上限額等の拡充を図る。</p>	<p>債務負担行為</p> <p style="text-align: center;">期間 R ~ R</p>	要求額(千円)				
		(単位:千円)				
	主な要求内容					
	項目	2年度予算	3年度要求額	内容・積算等		
	地域会館整備費補助金	0	0			
	地域会館大規模改修補助金	10,000	16,000	8000千円×2校区		
	地域会館用地購入費	81,000	81,000			
	地域会館建設用地文化財試掘調査工事費	50	50			
	地域会館建設用地管理柵設置工事費	150	150			
	地域会館用地測量業務	300	300			
合計		91,500	97,500			
スケジュール(経過及び今後展開)						
<p>【経過(～2年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年度整備費補助要綱制定 ・平成2年度用地購入要綱制定 ・平成10年度大規模改修補助要綱制定 		<p>【3年度】</p> <p>大規模改修等に係る制度の拡充、継続実施</p>		<p>【今後予定(4年度～)】</p> <p>継続実施</p>		
その他 特記事項						
<p>関連事業： 自治会活動推進事業、地域安全推進事業</p>						

防犯カメラ設置補助金における補助率等の改正について

◆現状

- 市内の防犯カメラは、令和元年度末現在、地域による設置が 1,418 台、市による設置が 887 台であり、計 2,305 台が設置されている。令和 2 年度から市が進める公設防犯カメラの戦略的な整備は、地域による防犯カメラの設置に加え、既設カメラの設置台数や設置箇所等を踏まえ、必要となる箇所に設置していくものである。
- 公設防犯カメラの戦略的な整備を進めるためには、地域による既設の防犯カメラが維持されていることが前提となる中、現在、地域が設置した防犯カメラは経年劣化により更新時期に達しており、今後更新が必要となるカメラの増加が見込まれている。また、警察からの画像確認依頼の対応といった、設置した防犯カメラの維持管理に係る負担も大きくなっている。



地域が設置する防犯カメラにおいて、更新費用や運用に関する負担が大きくなっていることから、維持管理に係る負担軽減に取り組み、地域による防犯カメラ設置を促進する。

◆改正内容について

(A) 1 校区あたり 10 台までの補助上限額の引き下げ

- ・他市における補助状況や実勢価格を踏まえ、補助上限額を調整する。

(B) 取替に係る補助の導入

- ・補助の対象を故障による取替としていたものを、設置後 9 年を経過したものを取替の対象とする。

(C) 機器メーカー保証期間延長料金に対する補助の導入

- ・新規及び取替設置に際して、機器メーカー保証期間の延長に係る費用を下記の通り補助対象とする。

	変更前（現行）	変更後（改正案）
① (A)	1 校区あたり 10 台まで 設置経費の 90%、上限 35 万円	1 校区あたり 10 台まで 設置経費の 90%、上限 30 万円
②	11 台以降 設置経費の 50%、上限 20 万円	11 台以降 設置経費の 50%、上限 20 万円
③ (B)	耐用年数の経過及び故障による取替 設置経費の 50%、上限 20 万円	設置後 9 年を経過 設置経費の 90%、上限 30 万円
④ (C)	—	機器メーカー保証期間延長料金 ①③の場合 延長料金の 90% 上限 2.7 万円 ②の場合 延長料金の 50% 上限 1.5 万円

◆防犯カメラ設置補助制度の変遷

平成 21 年度	平成 26 年度	平成 28 年度
<ul style="list-style-type: none"> ●設置補助制定 ・補助率：90% ・上限額：450,000 円/1 台 ・校区自治連合会対象 (設置累計 10 台までを対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ●補助上限額変更 ・上限額：1 台につき 350,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ●設置累計 11 台目以降及び、故障取替を対象に ・補助率：50% ・上限額：1 台につき 200,000 円

◆予算要求額

◎ 要求総額：46,810 千円

堺区：4,251 千円 中区：5,559 千円 東区：4,251 千円 西区：9,662 千円
南区：4,681 千円 北区：5,120 千円 美原区：13,286 千円